

総合福祉学研究科 発達支援学専攻修士課程 カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

発達支援学専攻においては、児童福祉を中心にした多様な領域横断的領域において、子どもの発達問題の総合的、学際的な分析と理解、それを基盤とする総合的、学際的な発達支援に従事する自立的な専門職従事者、あるいは研究・教育者に対して、それぞれの専門的な活動を展開するにあたって必要とされる専門的（スペシフィック）かつ多領域横断的（ジェネラル）な知識・技術、そして研究の方法を修得させることを目標とする。

1. 教育の基本方針

講義や演習、研究指導を通じて、入学時の発達支援に関する知識の幅を広げ、あるいは技術の修得を進め、自立しかつ指導的な専門職従事者ないし研究・教育者になるうえで必要とされる自律的な判断力、実行力、評価力、そして研究指導能力を有する者に育成する。

2. 教育のねらい

カリキュラムは基盤部門（必修12単位）、展開部門（選択必修6単位）、プロジェクト部門（選択必修4単位）、論文指導部門（必修8単位）の4部門から構成され、基盤部門では原理論科目・研究方法論科目・演習科目を学修し、展開部門では各領域の講義科目を通じて学修する。さらに複数教員による共同研究プロジェクトおよび論文指導により、研究・教育者ないし高度の自立的かつ自律的な専門職従事者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を実践的に修得することができる。「発達支援学原論特殊講義」、「発達支援研究法特殊講義」、「発達支援学特別演習」、「コースプロジェクト」、「修士論文指導」その他の講義科目を通じて、高度の自律的な専門職従事者ないし研究・教育者に不可欠な研究の視点と枠組、判断力、実行力、評価力を育成する。

3. 修得すべき知識と技能

修得すべき知識と技能は、研究・教育者と専門職従事者で異なる。研究・教育職の場合には、大学・短期大学・専門学校、研究機関において発達支援に関する教育研究を遂行するうえで必要とされる教育能力と研究能力を修得することである。他方、専門職の場合、志望する領域によっても異なる。しかし、共通していることは、講義や演習、研究指導を通じて、所与の業務を自分自身の判断と責任にもとづいて推進する専門的能力を修得することである。さらに学校などの発達支援の現場での問題の実態を調査・分析する能力を高め、専門職としての高度な問題解決能力を修得する。また後進の指導・育成、関連する他の職種へのコンサルテーション（指導・助言）の能力を修得する。成績の評価については、学位論文の他、試験やレポートの成績・出席状況などに基づき、シラバスに掲げられた授業の目標の学修達成度をめやすとして、成績評価を行う。また学生の学修成果等をもとに、教育課程を検証する。

4. 学修者の類型

研究指導の方法は受講生の類型によって異なる。例えば、理論志向の受講生には文献収集の方法、視点や枠組みを意識した読み方などを中心に指導する。実践志向の受講生には、技術習得の方法や事例研究の方法を中心に指導する。